

II 水質測定結果

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づいて作成した「平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」により行った常時監視の測定結果をとりまとめたものである。

1 常時監視体制（測定地点数及び測定実施機関）

（公共用水域）

区分	県 国土交通省 市 町		県 国土交通省 市 町		国土交通省 市 町		計
	市	町	市	町	市	町	
河川	1 (0)	3	18 (0)	11 (2)	88	9	187 (24)
海域					43		9 (4)
湖沼							1 (0)
計	1 (0)	3	18 (0)	11 (2)	131	9	240 (28)

※（ ）は、宮崎市測定地点内数
（地下水）

県	国土交通省	宮崎市	計
156	2	34	192

2 測定項目

(1) 公共用水域

① 健康項目（26項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

② 生活環境項目（9項目）

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、全窒素、全磷、n-ヘキサン抽出物質(油分等)

③ 要監視項目（22項目）

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、

ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

④ その他の項目（8項目）

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性マンガン、全クロム、アンモニア性窒素、ふん便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能

(2) 地下水

① 環境基準項目（26項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

② 要監視項目（22項目）

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

3 水質の概況

(1) 公共用水域の水質の概況

- 健康項目については、80地点で測定を実施し、砒素が3地点で環境基準を未達成であったが、その他の項目については全て環境基準を達成
- 生活環境項目BOD（COD）については、89水域全ての水域で環境基準を達成
pH、DO、SSについては、環境基準類型のあてはめられた89水域のうち、pHが2水域、DOが25水域、SSが13水域で環境基準を未達成
また、大腸菌群数が、環境基準類型のあてはめられた85水域のうち、81水域で環境基準を未達成

(2) 地下水の水質の概況

① 概況調査

メッシュ調査において、49本の井戸で測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本の井戸で環境基準を未達成

有害物質使用事業場周辺調査において、40本の井戸で測定した結果、全て環境基準を達成

② モニタリング調査

48本の井戸で測定した結果、砒素が3本、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物が17本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本の井戸で環境基準を未達成

記号・略号等について

[各項目共通]

- m : 環境基準に適合しない検体数
 n : 総検体数
 > : 超過
 < : 未満
 ND : 検出なし (検出下限値未満)

[生活環境項目]

- pH : 水素イオン濃度
 DO : 溶存酸素量
 BOD : 生物化学的酸素要求量
 COD : 化学的酸素要求量
 SS : 浮遊物質
 x : 環境基準に適合しない日数
 y : 測定日数
 % : x/y の百分率
 中央値 : 日間平均値の年間の中央値
 75%値 : 日間平均値の年間の75%値
 平均 : DO、SS、大腸菌群数は総検体数の平均値
 BOD、CODは日間平均値の年平均値
 * / N : N回測定したが、環境基準がなく評価できないもの
 E : 大腸菌群数等において指数を示す
 (例) 3.5E02 → 3.5×10² (=350個)

[健康項目]

- a : 環境基準を超える地点数
 b : 調査地点数

[特殊項目等]

- k : 検出検体数
 平均 : 検出検体の平均値

環 境 基 準

1. 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	
	人の健康の保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.01mg/L以下	左記に同じ
全シアン	検出されないこと。	〃
鉛	0.01 mg/L以下	〃
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃
砒素	0.01 mg/L以下	〃
総水銀	0.0005mg/L以下	〃
アルキル水銀	検出されないこと。	〃
PCB	検出されないこと。	〃
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	〃
チウラム	0.006 mg/L以下	〃
シマジン	0.003 mg/L以下	〃
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃
セレン	0.01 mg/L以下	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃
ふっ素	0.8 mg/L以下	〃
ほう素	1 mg/L以下	〃

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L	50MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級 水産1級 水及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L	5,000MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/100mL	検出されないこと。
		8.3以下	以下	以上	以下	—
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上	3mg/L	5mg/L	—	検出されないこと。
		8.3以下	以下	以上	—	—
C	環境保全	7.0以上	8mg/L	2mg/L	—	—
		8.3以下	以下	以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	
	公 共 用 水 域	地 下 水
クロロホルム	0.06 mg/L以下	左記に同じ
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	〃
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	〃
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	〃
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	〃
フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	〃
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	〃
オキシソル	0.04 mg/L以下	〃
クロロタロニル	0.05 mg/L以下	〃
プロピザミド	0.008 mg/L以下	〃
EPN	0.006 mg/L以下	〃
ジクロルボス	0.008 mg/L以下	〃
フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	〃
イプロベンホス	0.008 mg/L以下	〃
クロルニトロフェン	—	〃
トルエン	0.6 mg/L以下	〃
キシレン	0.4 mg/L以下	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	〃
ニッケル	—	〃
モリブデン	0.07 mg/L以下	〃
アンチモン	0.02 mg/L以下	〃